用食品である旨　即席めん類に関する事項　食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）に関する事項　食肉製品（食品衛生法施行令第十三条に規定するものに限る。）に関する事項　乳に関する事項　乳製品に関する事項　乳又は乳製品を主要原料とする食品に関する事項　鶏の液卵に関する事項　切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを原材料とするふぐ加工品を除く。）であって、生食用のもの（凍結させたものを除く。）に関する事項　生かきに関する事項　ゆでがにに関する事項　魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこに関する事項　ふぐを原材料とするふぐ加工品に関する事項　鯨肉製品に関する事項　冷凍食品に関する事項　ミネラルウォーター類に関する事項　冷凍果実飲料に関する事項

2　［略］

（義務表示）

第十五条　食品関連事業者以外の販売者が容器包装に入れられた加工食品を販売する際には、次の各号に掲げる表示事項（酒類にあっては、第六号に掲げる表示事項を除く。）が第三条及び第四条に定める表示の方法に従い表示されなければならない。この場合において、第三条第一項ただし書及び同項の表の名称の項の2の規定は適用しない。

［一～十六　略］

十七　切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを原材料とするふぐ加工品を除く。）であって、生食用のもの（凍結させたものを除く。）に関する事項

［十八～二十　略］

二十一　ふぐを原材料とするふぐ加工品に関する事項

［二十二～二十七　略］

別表第四（第三条関係）

食品	表示事項	表示の方法
［略］		
魚肉ハム及び魚肉ソーセージ	［略］	
	添加物	使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。
	［略］	
［略］		

用食品である旨　即席めん類に関する事項　食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）に関する事項　食肉製品（食品衛生法施行令第十三条に規定するものに限る。）に関する事項　乳に関する事項　乳製品に関する事項　乳又は乳製品を主要原料とする食品に関する事項　鶏の液卵に関する事項　切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを原材料とするふぐ加工品を除く。）であって、生食用のもの（凍結させたものを除く。）に関する事項　生かきに関する事項　ゆでがにに関する事項　魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこに関する事項　ふぐを原材料とするふぐ加工品に関する事項　鯨肉製品に関する事項　冷凍食品に関する事項　ミネラルウォーター類に関する事項　冷凍果実飲料に関する事項

2　［同上］

（義務表示）

第十五条　食品関連事業者以外の販売者が容器包装に入れられた加工食品を販売する際には、次の各号に掲げる表示事項（酒類にあっては、第六号に掲げる表示事項を除く。）が第三条及び第四条に定める表示の方法に従い表示されなければならない。この場合において、第三条第一項ただし書及び同項の表の名称の項の2の規定は適用しない。

［一～十六　同上］

十七　切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを原材料とするふぐ加工品（軽度の撒塩を行ったものを除く。）を除く。）であって、生食用のもの（凍結させたものを除く。）に関する事項

［十八～二十　同上］

二十一　ふぐを原材料とするふぐ加工品（軽度の撒塩を行ったものを除く。）に関する事項

［二十二～二十七　同上］

別表第四（第三条関係）

食品	表示事項	表示の方法
［同上］		
魚肉ハム及び魚肉ソーセージ	［同上］	
	添加物	使用した添加物を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。
	［同上］	
［同上］		